

# 御嵩町告示第 27 号

## 平成 31 年度御嵩町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成 31 年 4 月 1 日

御嵩町長 渡邊 公夫

### I 処理の基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法及び条例の定めるところにより御嵩町（可茂衛生施設利用組合を含む。以下「可茂衛生」という。）又は法に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた物（以下「許可業者」という。）が処理する。
- (2) ごみは、可燃物と不燃物とに分け、資源として再生利用できるものは、回収するよう努めるものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が可能な限り再資源化に努め、自らの責任において適正に処理することを原則とするが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、原則可茂衛生施設利用組合の処理施設を利用して処分するものとする。ただし、可茂衛生施設利用組合で受け入れのできないものについては、御嵩町と協議をするものとする。
- (4) 事業系一般廃棄物の処理で、条例第 6 条又は第 7 条及び御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 6 年規則第 21 号）第 5 条又は第 6 条の規定に該当する事業所は計画書又は承認申請書を町長に提出するものとする。

### II 計画区域

御嵩町全域とする。

### III 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### IV 一般廃棄物の排出の状況（排出量と処理量）

- (1) 生活系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み

#### ① ごみ

| 種類                 | 排出量        | 要処理量       | 収集   |        | 処理・処分      |              |
|--------------------|------------|------------|------|--------|------------|--------------|
|                    |            |            | 処理主体 | 収集回数   | 処理主体       | 処分方法         |
| 可燃ごみ               | 2,614 t /年 | 2,614 t /年 | 委託業者 | 週 2 回  | 可茂衛生施設利用組合 | 焼却処分         |
| 不燃ごみ<br>(金物類・ガラス類) | 121 t /年   | 121 t /年   | 〃    | 年 12 回 | 〃          | 破碎後、焼却又は埋立処分 |
| 粗大ごみ               | 47 t /年    | 47 t /年    | 〃    | 年 12 回 | 〃          |              |
| 不燃ごみ<br>(陶磁器・がれき類) | 82 t /年    | 82 t /年    | 委託業者 | 年 2 回  | 御嵩町        | 埋立処分         |
|                    |            |            | 自己搬入 | 月 2 回  |            |              |

|                  |        |        |      |       |             |        |
|------------------|--------|--------|------|-------|-------------|--------|
| 不燃ごみ<br>(使用済乾電池) | 7 t /年 | 7 t /年 | 委託業者 | 年 2 回 | 御嵩町<br>(委託) | 選別・資源化 |
|------------------|--------|--------|------|-------|-------------|--------|

② 生活系一般廃棄物の処理施設

|                        |       |                              |                          |
|------------------------|-------|------------------------------|--------------------------|
| 可燃ごみ処理施設               | 名 称   | 可茂衛生施設利用組合                   | ささゆりクリーンパーク              |
|                        | 所在地   | 可児市塩河 839 番地                 |                          |
|                        | 処理方法  | 焼却                           |                          |
|                        | 処理能力  | 240 t / 24 時間                |                          |
| 不燃・粗大ごみ処理施設            | 名 称   | 可茂衛生施設利用組合                   | ささゆりクリーンパーク              |
|                        | 所在地   | 可児市塩河 839 番地                 |                          |
|                        | 処理方法  | 破碎有価物回収後、焼却                  |                          |
|                        | 処理能力  | 32 t / 5 時間                  |                          |
|                        | 名 称   | 可茂衛生施設利用組合                   | ささゆりクリーンパーク              |
|                        | 所在地   | 可児市塩河 814 番地 1               |                          |
|                        | 処分場形式 | 管理型埋立最終処分場                   |                          |
|                        | 処理能力  | 面積 (容量) 4,650 m <sup>2</sup> | (22,400 m <sup>3</sup> ) |
| 不燃ごみ処理施設<br>(陶磁器・がれき類) | 名 称   | 御嵩町一般廃棄物埋立処分場                |                          |
|                        | 所在地   | 御嵩町御嵩 2192 番地 589            |                          |
|                        | 処分形式  | 安定型埋立最終処分場                   |                          |
|                        | 処理能力  | 面積 (容量) 1,254 m <sup>2</sup> | (4,288 m <sup>3</sup> )  |
| 不燃ごみ処理施設<br>(使用済乾電池)   | 名 称   | JFE 条鋼株式会社                   | 水島製造所                    |
|                        | 所在地   | 岡山県倉敷市川崎通一丁目 5 番 2 号         |                          |
|                        | 処理方法  | 電気炉融解・資源化                    |                          |
|                        | 処理能力  | 1,134 t / 日                  |                          |

## (2) 分別収集

| 種類              | 排出量      | 要処理量     | 収集   |       | 再資源化 |              |
|-----------------|----------|----------|------|-------|------|--------------|
|                 |          |          | 主体   | 収集回数  | 主体   | 再資源化方法       |
| スチール缶           | 13 t /年  | 13 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| アルミ缶            | 13 t /年  | 13 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 無色(透明)びん        | 21 t /年  | 21 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 茶色びん            | 17 t /年  | 17 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| その他色のびん         | 6 t /年   | 6 t /年   | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 再利用びん           | 6 t /年   | 6 t /年   | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 飲料用紙パック         | 18 t /年  | 18 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| ダンボール           | 96 t /年  | 96 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| その他紙製容器包装       | 3 t /年   | 3 t /年   | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| ペットボトル          | 31 t /年  | 31 t /年  | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 新聞紙             | 189 t /年 | 189 t /年 | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 雑誌類<br>(新聞広告含む) | 156 t /年 | 156 t /年 | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 古着              | 7 t /年   | 7 t /年   | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |
| 家庭用廃食用油         | 2 t /年   | 2 t /年   | 委託業者 | 月 1 回 | 委託業者 | 再資源化業者による資源化 |

(3) プラスチック製容器包装

| 種類          | 排出量    | 要処理量   | 収集   |      | 再資源化          |               |
|-------------|--------|--------|------|------|---------------|---------------|
|             |        |        | 主体   | 収集回数 | 主体            | 再資源化方法        |
| プラスチック製容器包装 | 73 t/年 | 73 t/年 | 委託業者 | 月2回  | 日本容器包装リサイクル協会 | 再資源化事業者による資源化 |

(4) 使用済小型家電

| 種類      | 排出量    | 要処理量   | 回収方法               | 再資源化  |             |
|---------|--------|--------|--------------------|-------|-------------|
|         |        |        |                    | 主体    | 再資源化方法      |
| 使用済小型家電 | 10 t/年 | 10 t/年 | 町内4カ所に回収ボックスを設置し回収 | 認定事業者 | 認定事業者による資源化 |

(5) し尿等

| 種類    | 排出量       | 要処理量      | 収集   |      | 処理・処分      |        |
|-------|-----------|-----------|------|------|------------|--------|
|       |           |           | 主体   | 収集回数 | 主体         | 方法     |
| し尿    | 1,386k1/年 | 1,386k1/年 | 許可業者 | 随時   | 可茂衛生施設利用組合 | 高速酸化方式 |
| 浄化槽汚泥 | 3,483k1/年 | 3,483k1/年 | 許可業者 | 随時   | 可茂衛生施設利用組合 | 高速酸化方式 |

し尿等処理施設 名称 可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター  
 所在地 美濃加茂市牧野 1912 番地 2  
 処理方法 標準脱窒素処理方式  
 処理能力 100k1/日

(6) 事業系一般廃棄物

① 事業系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み

| 種類           | 排出量                 | 要処理量                | 収集・運搬        | 処理・処分                |
|--------------|---------------------|---------------------|--------------|----------------------|
| 可燃ごみ<br>粗大ごみ | 1,136t/年            | 1,136t/年            | 自己搬入<br>許可業者 | 焼却処分<br>破碎後、焼却又は埋立処分 |
| 資源ごみ         | 0.02t/年             | 0.02t/年             | 自己搬入<br>許可業者 | 再資源化                 |
| 実験用動物の死体     | 0.1 t/年             | 0.1t/年              | 自己搬入<br>許可業者 | 焼却処分                 |
| 木くず、刈り芝ごみ    | 2 m <sup>3</sup> /年 | 2 m <sup>3</sup> /年 | 自己搬入<br>許可業者 | 再資源化                 |



## V 一般廃棄物処理実施計画

### 生活系ごみ

#### 1 可燃物

##### (1) 収集・運搬

可燃物の収集運搬は、町の委託業者により日曜、年末年始を除いた日に行うものとする。  
 なお、町は可燃物の収集業務を円滑に行うためごみ容器及び可燃物集積場所の指定をする。

| 地区                         | 収集日         | 集積場所       | 容器の指定      | 収集者   |
|----------------------------|-------------|------------|------------|-------|
| 上之郷・御嵩                     | 毎週<br>火、金曜日 | 有<br>別に定める | 有<br>別に定める | (株)橋本 |
| 中・伏見の一部<br>(里、洞、青木、稲荷台、高倉) | 毎週<br>月、木曜日 | 有<br>別に定める | 有<br>別に定める | (株)橋本 |
| 伏見の一部<br>(上記の伏見以外の自治会)     | 毎週<br>水、土曜日 | 有<br>別に定める | 有<br>別に定める | (株)橋本 |

#### ※住民の協力義務

- ・残飯、野菜くず等の生ごみは、水切りを十分に行うこと。  
(ボカシ、生ごみ処理機等で堆肥化に努めること。)
- ・町指定袋には氏名・自治会名を記入すること。
- ・指定された集積場所へ収集日の当日午前8時までに整理して集めておくこと。

##### (2) 処分

可燃物の処分は、可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパーク（可児市塩河 839 番地）において行うものとする。

##### (3) 処理手数料

条例第8条第1項による。

#### 2 分別収集

##### (1) 収集・運搬

資源の収集及び運搬は、委託業者により町内全域を次の方法により行うものとする。

| 地区   | 収集日 | 分別ステーション   | 収集品目                                   | 収集者                                |
|------|-----|------------|--|------------------------------------|
| 町内全域 | 別紙  | 有<br>別に定める | スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、<br>廃食用油             | (株)橋本                              |
|      |     |            | 紙類(カンホール、新聞紙、雑誌類、飲<br>料用紙パック、その他紙容器包装) | 東濃故紙センター(株)<br>美濃加茂営業所<br>サンシャイン宮崎 |
|      |     |            | びん、リターナブルびん、古着類                        | (有)交告商店                            |

#### ※住民の協力義務

- ・上記に定める資源物を排出する者が遵守すべき基準に従い排出すること。
- ・自治会、アパートで決められた時間に、指定の場所へ整理して出すこと。
- ・分別整理などについては分別指導員の指示に従うこと。

#### ※分別指導員

分別収集を行うため、収集日当日の回収容器の準備、品目別の表示板をかけ、資源物の排出指導及び関係者との連絡を行う。

(2) 再資源化

資源物の再資源化は、それぞれの委託業者から引き受けた再資源化業者の施設において行うものとする。

3 プラスチック製容器包装

(1) 収集・運搬

資源の収集及び運搬は、委託業者により町内全域を次の方法により行うものとする。

| 地区   | 収集日 | 集積場所       | 容器の指定      | 収集者   |
|------|-----|------------|------------|-------|
| 町内全域 | 別紙  | 有<br>別に定める | 有<br>別に定める | (株)橋本 |

(2) 再資源化

公益社団法人日本容器包装リサイクル協会が決定した再商品化事業者の施設で行うものとする。

(3) 処理手数料

条例第8条第1項による。

4 使用済小型家電

(1) 回収方法

本庁、上之郷、中、伏見各出張所に設置してある回収ボックスに投入すること。なお、パソコンのモニター、プリンター等の回収ボックスに投入できないものは、各施設の係員に申し出ること。

回収は月曜日から金曜日(開庁日)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 回収品目

電気・電池で稼働する製品(以下の品目を除く。)

\*家電6品目

テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

\*製品に木が使われているもの(時計、スピーカーなど)

(3) 再資源化

資源物の再資源化は、町から引き渡しを受けた認定事業者等の施設において行うものとする。

5 不燃物

(1) 収集・運搬

不燃物の収集運搬は、金物類、ガラス類等については、委託業者により月1回、また、陶器類、廃乾電池等については、半年に1回次の方法により行うものとする。なお、町は不燃物の収集業務を円滑に行うため不燃物集積場所の指定をする。

| 地区   | 収集日 | 集積場所       | 収集者   |
|------|-----|------------|-------|
| 町内全域 | 別紙  | 有<br>別に定める | (株)橋本 |

### ※住民の協力義務

- ・不燃物は、金物類、ガラス類、陶器類等に分けて町指定袋に入れ、区分に○を付け自治会名、氏名を記入し指定の各集積場所へ収集日の午前8時までに整理して集めておくこと。
- ・スプレー缶やカセットボンベは、使い切ってから穴を開けガス抜きをすること。
- ・まな板やポリタンクなどのプラスチックの塊や大きなものは、不燃ごみ金物類として出すこと。

### (2) 処分

- ・金物類、ガラス類は再生利用に供し、その他の不燃物は可茂衛生組合ささゆりクリーンパーク（所在地 可児市塩河 839 番地）において処分するものとする。
- ・陶磁器類については、御嵩町一般廃棄物埋立処分場（所在地 御嵩町御嵩 2192 番地 589）において埋立処分するものとする。
- ・使用済乾電池は、JFE 条鋼株式会社 水島製造所（所在地 岡山県倉敷市川崎通一丁目 5 番 2 号）において電気炉融解・資源化するものとする。

### (3) 処理手数料

条例第 8 条第 1 項による。

## 6 粗大ごみ

### (1) 収集・運搬

①粗大ごみの収集運搬は、月 1 回行うものとする。

②粗大ごみの内一番長いところが 150 cm を超えて 230 cm 以下のものは、申込み制で毎週水曜日（祝祭日及び年末年始等役場閉庁日を除く。）に戸別収集できる。

### ※住民の協力義務

- ・同一品目を束ねる場合は、1 人で持てる重さ（30kg が限度）とし、ひも等で束ねること。
- ・同一品目以外は束ねないこと。
- ・粗大ごみを搬出する場合は、可茂衛生施設利用組合が定める大きさのものまでとする。
- ・戸別収集を希望する場合は、収集日の 1 週間前までに住民環境課へ申し込むこと。
- ・粗大ゴミには、自治会名と氏名を記入した粗大ごみシールを見やすい位置に貼付するか、エフとしてぶら下げること。

### (2) 処分

粗大ごみの処分は、可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパーク（所在地 可児市塩河 839 番地）において行うものとする。

### (3) 処理手数料

条例第 8 条第 1 項による。

## 7 陶磁器・がれき類

### (1) 処分

①20kg を超える陶磁器類、コンクリートブロック（無筋）、レンガ、瓦などについては、各自で御嵩町一般廃棄物埋立処分場（所在地 御嵩町御嵩 2192 番地 589）に直接搬入し処分する。

②搬入日時は、毎月第 2 金曜日、第 4 日曜日の午前 9 時から午後 4 時とする。

### ※住民の協力義務

- ・鉄筋、プラスチック類の付いたものは取り外すこと。
- ・搬入予定日の 2 週間前までに役場住民環境課へ申し込むこと。
- ・搬入の際使用した袋等は持ち帰ること。

(2) 使用料

御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例(昭和 62 年条例第 20 号)第 6 条第 1 項による。

8 特別ごみ(乾電池・蛍光灯・水銀式体温計)

①使用済乾電池については、半年に 1 回の指定日による回収の他、回収箱設置場所の本庁、上之郷、中、伏見各出張所に各自で搬入する。

②蛍光灯・水銀式体温計については、回収箱設置場所の本庁、上之郷、中、伏見各出張所に各自で搬入する。

9 し尿

(1) 収集・運搬

し尿の収集運搬は、法第 7 条第 1 項に規定する下記の町の許可業者により原則として、土・日曜等休日、振替休日、年末年始を除いた日に収集計画に基づいて行うものとする。

| 区域   | 許可業者     | 営業所所在地          | 電話             |
|------|----------|-----------------|----------------|
| 町内全域 | (有)御嵩衛生社 | 御嵩町顔戸 1166 番地 7 | 0574 (67) 5576 |

(2) 処分

し尿の処分は、可茂衛生施設利用組合緑ヶ丘クリーンセンター(所在地 美濃加茂市牧野 1912 番地 2)において行うものとする。

10 し尿浄化槽汚泥等

(1) 収集・運搬

し尿浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等(沈殿スクリーンかす等を除く)の収集運搬は、浄化槽法第 35 条第 1 項に規定する下記の町の許可業者が、し尿浄化槽の清掃作業の一連作業として行うものとする。

| 区域   | 許可業者     | 営業所所在地          | 電話             |
|------|----------|-----------------|----------------|
| 町内全域 | (有)御嵩衛生社 | 御嵩町顔戸 1166 番地 7 | 0574 (67) 5576 |

(2) 処分

し尿浄化槽汚泥等の処分は、前記のし尿処理場において、し尿と併せて行うものとする。ただし、し尿浄化槽汚泥等のうち、沈砂、スクリーンかす等は原則として、し尿浄化槽清掃業者又は当該し尿浄化槽の管理者が適正に処分するものとする。

※ し尿浄化槽清掃業者の協力義務

し尿浄化槽汚泥等の処理場への搬入は、し尿と区別するなどなるべく均等にし、し尿処理場の運転計画に従うこと。

## 事業系ごみ

### (1) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、可能な限り再資源化に努め、事業者が自ら適正に処理し、又は法第7条第1項に規定する下記の町の許可業者に委託して処理するものとする。

| 区域   | 許可業者名   | 営業所所在地              | 電話             |
|------|---------|---------------------|----------------|
| 町内全域 | (株)橋本   | 加茂郡八百津町野上 455 番地 1  | 0574 (43) 8211 |
|      | 小森産業(株) | 美濃加茂市加茂野町市橋 1129 番地 | 0574 (54) 1283 |
|      | (株)美濃ラボ | 海津市平田町今尾 1195 番地 1  | 0584 (66) 3657 |

※(株)美濃ラボについては、収集する一般廃棄物は実験用動物の死体等（死体、糞、敷きわら、敷きマット）に限定し、区域も御嵩町内の実験用動物の死体等の排出のある事業所に限定する。

※可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設において業務の提供を受けようとする事業者は、事業者自らが直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に業務委託して搬入するかのいずれかの方法で運搬すること。

### (2) 処理対象となる事業系ごみの種類

#### ・可燃ごみ・粗大ごみ

生活系のごみの例による。廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣など、標準的な生活系ごみと同様なごみ質で少量である場合に限り搬入を認める。ただし、生活系ごみの処理に影響があると判断した場合は、搬入を中止する。

粗大ごみは、最大長さ 230 c m とするが、詳細は可茂衛生施設利用組合に確認すること。

#### ・資源ごみ

リサイクル資源のうち、飲食用ガラスビン及び飲食用スチール缶、アルミ缶に限り搬入を認める。

### (3) 可茂衛生のごみ処理施設の利用について

#### ・使用料

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 11 年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号）の定めるところによる。

### (4) 事業者の協力義務

粗大ごみ以外の可燃ごみについては、可茂衛生指定の袋を使用すること。

飲食用カン・びんについては、洗浄して蓋等を取除き、各々を可茂衛生指定の袋に入れること。

その他、可茂衛生の指示に従うこと。

## 火災廃棄物

火災に伴い発生する廃棄物（以下「火災廃棄物」という。）については、町が定める生活系一般廃棄物の処理に準じて処理するものとする。

- (1) 可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパークで処理できる火災廃棄物
  - ・可燃ごみ
  - ・可燃粗大ごみ（布団、衣類、木製棚、机、テーブル等）
  - ・不燃ごみ（ガラス類、金物類）
  - ・不燃粗大ごみ（電気カーペット、ストーブ、ステレオ等）
  - ・リサイクル不可能な家電6品目（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）
  - ・その他（自転車、畳、物干し竿、スキー板、トタン板等）
  
- (2) 可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパークで処理できない火災廃棄物  
(町で定める方法により処理)
  - ・可燃、不燃粗大ごみのうち、規定寸法（230cm）を超えるもの
  - ・陶磁器（食器、置物、灰皿、花瓶等）、灰、瓦、コンクリート、レンガ、植木鉢、アスベスト、石膏ボード、建材、建築用廃材、鉄骨材、タイヤ、農業用機械、モーター、バッテリー、消火器、プロパンガスボンベ、浴槽、浄化槽、ドラム缶、劇薬、ペンキ類、農薬液（ビン）等
  - ・リサイクル可能な家電6品目（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）
  
- (3) 火災廃棄物搬入手続き
  - ・り災者が町の廃棄物担当課で手数料の減免に関する申請をおこない、それに基づき町が減免の可否と同時に、可茂衛生「無料認定証」を発行する。（減免申請には、消防署が発行するり災証明書が必要）
  - ・必要に応じて、り災者立会いの上、可茂衛生職員と現場確認を実施し、搬入可能な廃棄物を認定する。
  - ・可茂衛生と搬入日時を協議し、り災者に通知する。
  
- (4) 火災廃棄物搬入方法
  - ※搬入に際しては、対象とする品目に必ず分別すること。
  - ※搬入は、必ずしも袋に入れなくてもよく、運搬時に飛散しないようにすること。
  - ※蛍光管など、特別な品目は、その都度、可茂衛生と協議すること。
  - ※処理困難物や規定寸法（230cm）を超えないよう注意すること。
  - ※搬入者は「無料認定証」を必ず持参すること。
  - ※委託による運搬は、収集運搬許可業者に限られる。
  - ※その他の場合は、運搬車両に同乗すること。（法の自己搬入を順守）

## 交通事故死による動物の処理

- ・交通事故死による動物は可茂聖苑に搬入する。

|          |      |   |
|----------|------|---|
| 動物死体処理施設 | 名称   | 可茂衛生施設利用組合 可茂聖苑                         |
|          | 所在地  | 美濃加茂市西町7丁目13番地                          |
|          | 処理方法 | 焼却                                      |
|          | 処理能力 | 動物炉1基（無煙無臭装置付再燃焼炉）<br>残灰集塵装置1基<br>保冷库1台 |

## VI 一般廃棄物の排出抑制に関する方策

1. イベントでの啓発  
環境フェア、エコクッキング講座、ダンボールコンポスト講座、出前講座の開催
2. 広報紙等による啓発  
ごみ出しカレンダー等の配布
3. ごみ減量化の奨励、助成  
生ごみ処理機、コンポスト、枝葉粉碎機、ダンボールコンポスト、堆肥化密閉容器の購入助成  
リサイクルステーション、資源集団回収事業に対する奨励金の交付、枝葉粉碎機の貸出事業実施
4. 環境学習への職員派遣
5. その他  
マイバック持参運動の推進、清掃ボランティアの支援

## VII 町内一斉清掃

### 町内一斉清掃の実施

法第5条第3項及び御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成6年規則第21号）第3条の規定により、毎年5月の第2日曜日に実施日を定め、各自治会単位で年1回実施するものとする。

別紙 平成 31 年度御嵩町生活系一般廃棄物等収集日程

表－1 可燃物収集日程

| 収集地区                       | 収集日     |
|----------------------------|---------|
| 上之郷地区                      | 毎週火・金曜日 |
| 御嵩地区                       | 毎週火・金曜日 |
| 中地区                        | 毎週月・木曜日 |
| 伏見地区の一部<br>(里・洞・青木・稲荷台・高倉) | 毎週月・木曜日 |
| 上記以外の伏見地区                  | 毎週水・土曜日 |

(注) ささゆりクリーンパーク搬入休止及び年末年始の場合は変更の場合あり。

表－2 プラスチック製容器包装収集日程

| 収集地区<br>(曜日) | 種類              | 収 集 日 |     |     |     |     |     |
|--------------|-----------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|              |                 | 4月    | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  |
| 上之郷<br>(火)   | プラスチック<br>製容器包装 | 2日    | 7日  | 4日  | 2日  | 6日  | 3日  |
|              |                 | 16日   | 21日 | 18日 | 16日 | 20日 | 17日 |
| 2日           |                 | 7日    | 4日  | 2日  | 6日  | 3日  |     |
| 16日          |                 | 21日   | 18日 | 16日 | 20日 | 17日 |     |
| 中<br>(木)     |                 | 4日    | 2日  | 6日  | 4日  | 1日  | 5日  |
| 18日          |                 | 16日   | 20日 | 18日 | 15日 | 19日 |     |
| 伏見<br>(木)    |                 | 4日    | 2日  | 6日  | 4日  | 1日  | 5日  |
| 18日          |                 | 16日   | 20日 | 18日 | 15日 | 19日 |     |

| 収集地区<br>(曜日) | 種類              | 収 集 日 |     |     |     |     |     |
|--------------|-----------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|              |                 | 10月   | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
| 上之郷<br>(火)   | プラスチック<br>製容器包装 | 1日    | 5日  | 3日  | 7日  | 4日  | 3日  |
|              |                 | 15日   | 19日 | 17日 | 21日 | 18日 | 17日 |
| 1日           |                 | 5日    | 3日  | 7日  | 4日  | 3日  |     |
| 15日          |                 | 19日   | 17日 | 21日 | 18日 | 17日 |     |
| 中<br>(木)     |                 | 3日    | 7日  | 5日  | 9日  | 6日  | 5日  |
| 17日          |                 | 21日   | 19日 | 23日 | 20日 | 19日 |     |
| 伏見<br>(木)    |                 | 3日    | 7日  | 5日  | 9日  | 6日  | 5日  |
| 17日          |                 | 21日   | 19日 | 23日 | 20日 | 19日 |     |

表－3 不燃物収集日程

| 収集地区<br>(曜日) | 種類                          | 収 集 日 |     |     |     |     |     |
|--------------|-----------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|              |                             | 4月    | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  |
| 上之郷<br>(水)   | 金物類<br>ガラス類<br>可燃粗大<br>不燃粗大 | 17日   | 22日 | 19日 | 17日 | 21日 | 18日 |
| 御嵩<br>(水)    |                             | 17日   | 22日 | 19日 | 17日 | 21日 | 18日 |
| 中<br>(金)     |                             | 19日   | 24日 | 21日 | 19日 | 23日 | 20日 |
| 伏見<br>(火)    |                             | 16日   | 21日 | 18日 | 16日 | 20日 | 17日 |

| 収集地区<br>(曜日) | 種類                          | 収 集 日 |     |     |     |     |     |
|--------------|-----------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|              |                             | 10月   | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
| 上之郷<br>(水)   | 金物類<br>ガラス類<br>可燃粗大<br>不燃粗大 | 16日   | 20日 | 18日 | 22日 | 19日 | 18日 |
| 御嵩<br>(水)    |                             | 16日   | 20日 | 18日 | 22日 | 19日 | 18日 |
| 中<br>(金)     |                             | 18日   | 22日 | 20日 | 24日 | 21日 | 20日 |
| 伏見<br>(火)    |                             | 15日   | 19日 | 17日 | 21日 | 18日 | 17日 |

表－4 分別収集

| 収集地区  | 収集日     |
|-------|---------|
| 上之郷地区 | 毎月第1日曜日 |
| 御嵩地区  | 毎月第1日曜日 |
| 中地区   | 毎月第3日曜日 |
| 伏見地区  | 毎月第3日曜日 |

表－5 乾電池・陶磁器類

| 収集地区  | 収集日 |     |     |     | 曜日 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 上之郷地区 | 6月  | 12日 | 12月 | 11日 | 水  |
| 御嵩地区  | 6月  | 12日 | 12月 | 11日 | 水  |
| 中地区   | 6月  | 14日 | 12月 | 13日 | 金  |
| 伏見地区  | 6月  | 11日 | 12月 | 10日 | 火  |

一般廃棄物処理業者一覧表

| 許可業者名                  | 所在地及び営業所                           | 電話                           |
|------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| (株)橋本<br>代表取締役 橋本和彦    | 可児市下恵土 233 番地 1<br>八百津町野上 455 番地 1 | 0574(63)1111<br>0574(43)8211 |
| 小森産業(株)<br>代表取締役 小森尚美  | 美濃加茂市加茂野市橋 1129 番地                 | 0574(54)1283                 |
| (有)御嵩衛生社<br>代表取締役 熊原誠司 | 御嵩町顔戸 1166 番地 7                    | 0574(67)5576                 |
| (株)美濃ラボ<br>代表取締役 岩田美子  | 海津市平田町今尾 1195 番地 1                 | 0584(66)3657                 |